

平成 31 年 3 月 25 日
記者発表資料

津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針を策定しました

県では、沿岸市町及び関係機関と連携・協力し、津波対策の取組みを進めてまいりました。このたび、津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針を策定しました。

1 方針のポイント

- (1) 本県では、平成 27 年 3 月に津波浸水想定を公表しており、次のステップとして、具体的な対策の促進に繋がる警戒区域の指定を行うこととする。
- (2) 指定に当たっては、区域指定を進める意向のある地域から、順次段階的に進めていくこととし、先行的に進める地域の取組みをモデルとし、その成果を全県に広げていくこととする。

2 県の方針「津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針について」

別紙資料のとおり

(参考) 津波災害警戒区域について

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)により、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」を警戒区域として指定することができる。
- ・ 警戒区域内には土地利用や開発行為等に規制はかからないうえ、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される。

問合せ先

神奈川県くらし安全防災局防災部災害対策課

課長 佐川 電話 045-210-3420

応急対策グループ 鈴木 電話 045-210-3430

平成 31 年 3 月 25 日

津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針について

1 津波防災地域づくりに関する法律の趣旨

- ① 津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。平成 23 年 12 月施行）では、国の知見に基づき県が津波浸水想定を設定し、それを踏まえ、市町村による推進計画の策定や県による警戒区域の指定などを、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることで、最大クラスの津波への対策を行う考えが示されている。
- ② 法では、警戒区域の指定は「できる規定」であり、かつ市町村長への事前意見聴取が義務づけられている。
- ③ 国の基本指針では、警戒区域の指定及びその後の対応にあたって、市町村と緊密な連携を図ることとされていることを踏まえると、警戒区域の指定にあたっては、市町村の意向を十分に踏まえた対応が必要である。

2 県の方針

- ① 本県は、平成 27 年 3 月に津波浸水想定を公表しており、法が企図する、基準水位の活用及び避難促進施設における避難体制の強化等の警戒避難体制の充実により、津波防災地域づくりを進めていくためには、次のステップとして、警戒区域を指定することが必要と考える。
- ② 県としては、浸水想定によるリスクの公表にとどまらず、具体的な対策の促進に繋がる警戒区域の指定を行うこととする。
- ③ 指定にあたっては、現在の沿岸市町の意向や法の趣旨等を踏まえ、区域指定を進める意向のある地域から、順次段階的に進めていくこととし、先行的に進める地域の取組みをモデルとし、その成果を全県に広げていくこととする。
- ④ モデル地域は小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）とする。

参考) 相模灘沿岸海岸保全基本計画上のブロック単位について

海岸地形等の自然的特性に加えて、行政界等により、地域特性を把握するうえで望ましいと考えられる単位として、沿岸をゾーンに区分けし、さらに、各ゾーンを海岸管理における長期的な在り方などを巨視的に捉える必要から4つのブロックにまとめている。①小田原ブロック（小田原市、真鶴町、湯河原町）、②平塚ブロック（平塚市、大磯町、二宮町）、③藤沢ブロック（茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市）、④横須賀ブロック（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）

